

岡山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準を定める条例（仮称）の概要について

1 条例制定の趣旨

この条例は、浸水想定区域内にあり、浸水した際に、社会経済活動、地域の雇用や産業に著しい影響を及ぼす大規模な工場その他の施設の「用途」と「規模」の基準を定めるものです。条例を制定し、事業者による自衛水防の推進を促すことにより、地域の水防力の強化を図るものです。

2 条例案の概要

(1) 「用途」について：「工場、作業場又は倉庫」

- 工場については、社会経済活動に著しい影響を及ぼす事業所であるため重要
- 作業場および倉庫については、物流の観点からサプライチェーンに著しい影響を与えるため重要

(2) 「規模」について：「延べ面積5,000平方メートル以上」

- 社会経済活動上の打撃回避の観点で、工業統計資料等を基に、本市の工場の製造品出荷額を算定し、総額の1/2程度をカバーすることに配慮しました。

3 今後の予定

平成27年2月 定例市議会に条例案の提案予定

平成27年4月1日（予定） 条例施行